

平成 2 7 年度
第 9 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 7 年 1 2 月 7 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第9回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年12月7日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 16人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 4人

- 3番 田井 天久
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 穴吹 一雄

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 競売買受適格証明願について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第9回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は、田井委員、小山委員、横井委員、藤原委員の4名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は14番妹尾委員、17番久保委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番のとおりです。

3番は、賃借人が農業を廃止するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

4番と5番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、別の農家に譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

7番は、賃貸人が農業後継者の孫へ農地を一括贈与するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。贈与内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

8番は、7番と関連しており農地の贈与を受ける賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

議案書2ページをお開きください。

9番は、県外に居住している賃貸人が別の農家に譲り渡すため残存小作による賃貸借

契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

10番は、賃貸人が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容は、農地法第4条第1項の規定による許可申請14番のとおりです。

11番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2番と3番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。

4番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

5番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。

6番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

7番は、借人が労力不足のため返還したものです。

8番は、借人の農事組合法人の構成員が高齢化し経営規模を縮小するため返還したものです。

4ページをお開きください。

9番は、借人が労力不足のため返還したものです。

10番は、高松市地域農業再生協議会が受け皿となって担い手へ貸し出したものですが、当該農地が競売物件となったため返還したものです。

11番は、担い手である借人が労力不足を補うため、より効率的な耕作を目指し一部農地の整理を行う一環で返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、農家住宅・貸住宅・納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和46年に建築済みですが、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が326.20平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が807.20平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

3番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が430.08平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年から利用中ですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、発電出力49.2キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを168枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年7月28日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考え

ます。

6番は非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年に建築及び造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が329.79平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年に造成済みですが、この度帰郷することにより車庫を建築するもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が376.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6ページをお開きください。

11番は、納屋・露天作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が26平方メートル有ります。農地法第5条第1項許可申請所有権15番に関連しています。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が766.94平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年から水路として利用されていますが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢世帯で営農を続けていくことが困難となったため、主要地方道高松・王越・坂出線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み入居希望者が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

15番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近く市道に面し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が所有する隣接道路の北側に在る貸住宅用の駐車場が不足していたため駐車場として使用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が17.80平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢世帯で農業を廃止しており、また、申請地は主要地方道高松・善通寺線に面し交通の利便性が良く、商業施設の立地条件にも合致しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

本件は、平成27年6月22日付けで自己住宅用地として転用申請を受付けしていましたが、契約解除したため取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

本件は、平成27年4月8日付けで9棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、自宅敷地内に駐車場を確保することができない周辺居住者から貸駐車場の要望があり、近隣住民の利便性のため、そのうちの1棟部分について、貸駐車場用地として事業計画変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

本件は、昭和50年10月27日付けで、住宅・車庫兼物置用地として転用許可を受けていましたが、転用者の配偶者が死亡し実施が困難となり、今般、隣接所有者から耕作目的での譲受けの要望があり、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを

議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員及び原田委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め原田委員、久保委員と、私、妹尾の4名です。

それでは、別紙の特別議案書1ページを御覧ください。

まず、所有権移転の案件であります。

1番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線木太東口駅南東200メートルに在り、7区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が16.13平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立中央小学校南東450メートルに在り、社会福祉事業を営む転用者が、高齢者と保育園児の複合施設を経営するため老人福祉施設兼児童福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。5条特別議案賃借権1番と併せて施設経営を行うもので、転用の合計面積が3,800平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立古高松南小学校北300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校や福祉施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立古高松南小学校南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業店舗や分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が96.80平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、香川県立図書館北150メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、6番からは、原田委員が説明いたします。

原田委員 特別現地調査委員の原田です。引き続き御説明いたします。

6番の申請地は、高松市立弦打小学校北東600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に面し交通の利便性が良く、用途地域にも接し、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ地域であり入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立下笠居小学校東1キロメートルに在り、主として自動車レンタル業を営む法人の役員が露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在、賃借中の駐車場を返却しなければならず、返却予定地の近隣に位置する申請地を取得して新たな駐車場とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば、法人が転用事業者となるべきところですが、資金面の関係から、役員である個人が共同で取得し法人に貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 ページを御覧ください。賃借権の案件であります。

1 番の申請地は、先ほどの5条特別議案所有権2番の転用者が老人福祉施設兼児童福祉施設に併用し、賃借により借り受けて露天駐車場・屋外遊戯場用地として転用申請するもので、立地基準、一般基準については、5条特別議案所有権2番と同様に適切であると考えます。5条特別議案所有権2番と併せて転用の合計面積が3,800平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市立林小学校西400メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年3月ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 番の申請地は、高松市立三溪小学校東500メートルに在り、資材が高騰し業務用資材を洗浄して再利用するため、新たな資材置場が必要になるとともに、従業員用駐車場も不足していることから、手狭な本社敷地の隣接地を露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社に隣接し利便性に優れ、5戸以上の集落に接続して設置される業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権7件、賃借権3件であります。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権移転の案件です。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、周辺住民のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに隣接したファミリーレストランが利用するために造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み、近隣には医療施設、学校等が整った閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、お寺の法要参拝者や所蔵重要文化財の見学者が増え駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年ごろに所有者により造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が480.13平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11ページを御覧ください。

10番の転用者は、土木建築業を営んでおり、事業で不要になった重機等を個人で販売するため、販売場所を露天展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線の沿線に在り、自宅からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に近く、近隣は賃貸共同住宅、分譲住宅等で宅地化が進み、医療施設、学校等の整った地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が14.45平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

14番は、通所介護施設兼有料老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く、現施設から500メートルの場所にあり、また、香川インテリジェントパークにも近く、近隣は賃貸共同住宅、分譲住宅等で宅地化が進み、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、納屋の老朽化が著しく敷地も狭小であることから、取壊し後、新規に納屋・露天作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が26平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請11番に関連しています。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで用途地域に隣接し、医療施設、学校等の整った閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、個人にて食品店を営業しており、店舗拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和34年ごろに賃借にて借り受けて建築済みですが、所有権を取得するため申請したもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が139.05平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

20番は、宅地への進入路及び宅地が狭あいであるため、3人で共有している農地を他の2人から取得して、宅地への進入路及び宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路及び宅地拡張用地であるため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、宅地への進入路部分は平成21年頃ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が649.14平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、宅地からの排水管を埋設するため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、排水管を埋設するための宅地拡張用地であるため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農

地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が385.88平方メートル有ります。

22番は、11月に許可済みの分譲住宅の開発のため、水路の管理道を確保することから、延長線上にある施工済み水路を水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、水路用地の一部として利用するため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年ごろに施工済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、転用者が隣接地で介護老人保健施設を運営していますが、開設当初から駐車場が狭いまま事業を進め、同時に隣接地取得の交渉を行ってきましたが、この度、協議がまとまったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、施設に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、公共下水道が整い実家に近接し、近隣は学校、病院、スーパーマーケット等が整った閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、転用者が役員をしている法人が土木建築業を営んでおり、一昨年当たりから受注が増え、香川町内に在る資材置場では手狭となったことから、近隣の申請地を取得して露天資材置場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現資材置場現場に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が150.46平方メートル有ります。

なお、本来は駐車場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

26番は、父所有の宅地の一部と農地を借り受け分家住宅を建築予定でしたが、敷地が狭小のため、隣接農地を取得して分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が67.64平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

13ページを御覧ください。

28番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番の転用者は、カラオケ店を営み来客の増加から駐車場が不足しており、店舗敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、店舗の敷地拡張であるため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番の転用者は、土木工事業を営んでおり高松東部での受注事業が増え、重機・車両の置場が不足していることから、露天重機・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に近接し、国道・インターチェンジにも近く事業展開がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番の転用者は、30番の法人役員をしており、賃借しているアパートが老朽化し手狭となったことから、重機・車両置場の隣接地を非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人が取得する重機・車両置場に隣接して転用するもので、管理もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

14ページを御覧ください。

4番の転用者は、父の代から個人にて土木建築業を営んでおり、基礎工事を請け負うための資材・車両置場が無いことから、姉所有の農地を借り受け露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道沿線に在り、自宅兼事務所に隣接し車両の出入りも容易で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろから利用していますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、申請地の隣接地の古民家修繕工事を受注し工事を行うため、工事車両及び作業員車両置場の必要があることから露天駐車場用地として、平成27年10月10日から30年1月9日までの間一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松市道に面し工事現場の隣接地にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は本年10月から利用しており無断転用ですが、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番の転用者は、電気機器の製造及び電気工事業を行っており、来客及び従業員の通勤車両置場が不足していることから、露天駐車場置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所周辺部は法面のある山林や段々畑のほか宅地化されており、申請地以外に適当な場所無く、申請地は県道三木・国分寺線沿いに在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

1番は、子所有の農地を借り受けて納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、母所有の農地を借り受けて農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が807.2平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

3番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からおおよそ100メートルと近く、農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、近隣は学校、病院、J Rの駅等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が67.64平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請26番に関連しています。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分譲住宅等で宅地化が進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権24件、賃借権3件、使用貸借6件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

まず、所有権移転の案件です。

議案書16ページをお開きください。

1番は、祖母の遺言により孫が取得するもので、水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足で農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はイモ類を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲渡人が労力不足のためほとんどの農地を貸し付けているところ、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する親族へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止し、申請地の近くで農業を営んでいる親族へ贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、農業後継者である孫へ生前一括贈与するもので、取得後は水稻と麦を作付けするものです。

なお、20アールの下限面積要件につきましては、農地法第18条第6項の規定による通知8番が同時に提出されており要件を満たしています。また、農地法第18条第6項の規定による通知7番とも関連しています。

8番は、通作距離の関係から耕作に不便をきたしていることから、申請地が自宅に隣接し菜園として利用希望がある譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り

渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知9番に関連しています。

17ページをお開きください。

11番は、譲渡人が高齢化による経営縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番は、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番の関連案件で、先ほど議案第5号で御説明しましたとおり農地法第5条の規定による転用許可を受け取得したものの転用されず農地として利用していたものですが、今後も建築の予定がないため転用計画を廃止し、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は麦と野菜を栽培するものです。

次に、使用貸借の案件について御説明申しあげます。

18ページをお開きください。

本件は、経営規模の拡大を希望する借人の要望により、県外に居住する貸人との間に10年間の使用貸借による権利を設定するもので、借受け後は、水稻と野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売物件特別売却に申し込むため、平成27年11月16日に農地以外の区域を除いて申請されたものです。

2番も、耕作目的で高松地方裁判所の競売物件特別売却に申し込むため、平成27年12

月3日に農地以外の区域を除いて申請されたものです。

5筆のうち2筆目の農地については非農地部分があり、2件とも申請人自ら測量して農地部分を求積したため、申請面積に差異が生じたものです。

3番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため、平成27年11月12日に申請されたものです。

これら3件の申請者について、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査の結果、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしております。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願について3件、御審議をお願い申し上げます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、1番と2番については、適格証明書の交付を受けた者が特別売却による買受人となった場合、3番については、入札による最高価買受人又は次順位買受人となった場合において、農地法第3条第1項の許可申請が提出されその許可が急がれるときは、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せていただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 競売買受適格証明願については、買受適格として証明すること、また、その後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が特別売却による買受人となった場合及び入札による最高価買受人又は次順位買受人となった場合において、農地法第3条第1項の規定による許可申請が提出されその許可が急がれるときは、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により同法第3条第1項の規定による許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、証明及び適宜専決処分により許可をすることに決定いたしました。

次に、報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申し上げます。

資料1の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年11月6日から同年12月4日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の農地部会議決分として4条が1件、5条が10件、11月農地部会議決分として4条が14件、5条が55件、合計で4条が15件、5条が65件です。

許可保留件数については、10月以前の農地部会議決分として4条が2件、5条が3件、11月農地部会議決分として4条が3件、5条が12件、合計で4条が5件、5条が15件です。

取下については、10月以前の議決分の5条で1件ございました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

4条関係の9月議決分の11番及び10月議決分の1番が開発許可未了で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

同じく、4条関係で11月議決分の4番・5番・9番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

5条関係の7月議決分の7番が、先ほど御審議いただいた案件で、11月16日付けで取下となりました。

次に、8月議決分の4番及び14番、使用貸借の1番が開発許可未了で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

さらに、5条関係で11月議決分の5番・6番・9番、5ページの20番・23番・26番・28番・33番、6ページの43番及び賃借権の3番・9番、使用貸借の4番が開発許可未了で許可保留になっております。

以上で、会長許可専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようですので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第9回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後15時50分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員